

平成30年12月21日開催

厚生常任委員会資料【所管事務調査】

新上越斎場建設事業について

新上越斎場建設事業整備方針（案）

..... 資料1

新上越斎場建設事業 整備方針（案）

平成 年 月

上越市

目次

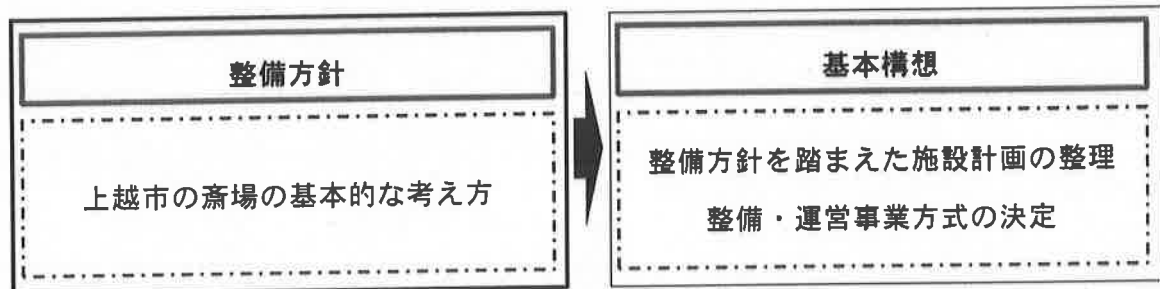
1	これまでの経緯	1
2	上越市の斎場の現状と課題	2
3	上越市の斎場における基本的な考え方	7
3-1	上越斎場について	7
3-2	頸北斎場について	13
3-3	経塚斎場（妙高市）の使用料補助金について	14
4	今後の予定	15

※ 新元号が未定であるため、改元が予定されている日以降の年についても「平成」により表記しています。

○ 整備方針と基本構想について

本整備方針は、上越市の斎場整備に関するこれまでの経緯と課題を踏まえ、基本的な考え方を改めて整理するとともに、今後の方向性を示すものである。

今後、基本構想では、整備方針を踏まえた施設計画の整理を行い、また、整備・運営事業方式を検討するため、民間活力導入可能性調査を実施し、整備・運営事業方式の決定を行う。



1 これまでの経緯

当市では、斎場施設の老朽化が進む一方で、将来的な火葬需要の増加が見込まれるなど、今後の在り方について検討が必要な時期を迎えている。

このため、平成 28 年度には、全市民の利用を想定する統合施設として、火葬炉 7～8 基から成る新上越斎場を整備した上で、同施設建設後は頸北斎場を廃止するとともに、妙高市が設置する経塚斎場を利用する上越市民の新上越斎場利用も見込むという基本的な考え方を公表したところである。

その後、市へ寄せられた斎場利用に関する意見や地域の要望を踏まえ、頸北斎場については、施設の更新が必要となるまでの間は、適正な維持管理の下でこれまでどおり運営していくこととした。あわせて、主に中郷区及び板倉区の住民を主体とする上越市民の経塚斎場の利用については、新井頸南広域行政組合の解散に伴い、平成 29 年 4 月から市外料金が適用となり負担が増すことを考慮し、これを補填する補助金を交付するとともに、さらに、平成 30 年 4 月以降は、上越斎場又は頸北斎場を利用する市民の利用料と均一となるよう、当該補助金を増額したところである。また、補助金の交付期間については、本事業を進めていく中で、併せて検討することとしている。

各斎場の位置



2 上越市の斎場の現状と課題

当市は、上越斎場及び頸北斎場を有しており、また、中郷区及び板倉区の住民は、市町村合併の前、町村の当時に、現在の妙高市を構成する市町村と一部事務組合を構成していた経緯から、現在においても主に経塚斎場を利用している実態がある。

上越斎場は昭和 60 年に供用を開始し、約 33 年が経過しており、斎場の更新を行った全国事例等から斎場の耐用年数を 40 年とすると、改築等に向けた検討が必要な時期が到来している。

なお、平成 4 年に供用を開始し、約 26 年が経過している頸北斎場は、適正な維持管理の下で長寿命化を図ることとしている。

上越斎場、頸北斎場及び経塚斎場の概要

施設名	上越斎場	頸北斎場	経塚斎場	
所在地	上越市大字居多 776 番地	上越市柿崎区 柿崎 10496 番地 1	妙高市大字小出雲 2805 番地	
設置主体	上越市	上越市	妙高市	
運営形態	直営（業務委託）	直営（業務委託）	直営（業務委託）	
建設年度 () は H30 年度末時点	昭和 60 年度 (築 33 年)	平成 4 年度 (築 26 年)	昭和 58 年度 (築 35 年)	
構造	R C 造平屋建 (一部 2 階建)	R C 造平屋建 (一部 2 階建)	R C 造平屋建 (一部 2 階建)	
敷地面積	5,329.90 m ²	5,105.04 m ²	6,701.6 m ²	
延床面積	1,367.21 m ²	731.76 m ²	937.7 m ²	
建物概要	告别ホール、見送りホール、炉前ホール、収骨室 2 室、待合室（和室）5 室（うち祭事室 1 室）、待合ホール、霊安室 1 室	告别ホール、収骨室 2 室、待合室（和室）2 室、待合ホール、霊安室 1 室	告别ホール、炉前ホール、待合室（和室）4 室、待合ホール、待合室（葬儀式場）、控室（和室）1 室	
駐車台数	16 台（身障者用 1 台）	20 台	30 台	
火葬炉	火葬炉 4 基（2 炉 1 系列）、汚物炉 1 基 燃料：都市ガス	火葬炉 3 基（1 炉 1 系列）、汚物炉（動物炉）1 基 燃料：灯油	火葬炉 4 基（1 炉 1 系列） 燃料：都市ガス	
火葬件数 (平成 28 年度) ※死体、死胎等のみ	1,974 件	334 件	629 件 うち上越市利用分 170 件 (うち中郷、板倉区 139 件)	
予約可能最大件数	11 件/日 (3 炉 3 回転、1 炉 2 回転)	4 件/日 (1 炉 2 回転、2 炉 1 回転)	8 件/日 (4 炉 2 回転)	
年間受入可能件数 A	3,960 件	1,440 件	2,880 件	
平成 29 年度	火葬件数 B ※死体、死胎等のみ	2,093 件	359 件 ※ 動物火葬数 427 件	726 件 うち上越市利用分 179 件 (うち中郷、板倉区 151 件)
	稼働率 B/A (%)	52.9% ※集中時間（10 時～13 時） 稼働率 76.3%	24.9% ※集中時間（10 時～13 時） 稼働率 44.0%	25.2%
	斎場管理運営費 C	56,463 千円	28,611 千円	中郷区及び板倉区の住民 に対して妙高市民料金 (13,000 円)と市外料金 (26,000 円)の差額 13,000 円を補助。 ※料金は 12 歳以上の場合を例示
	うち修繕費	6,643 千円	4,318 千円	
	その他の運営費	49,820 千円	24,293 千円	
	斎場使用料収入 D	21,523 千円	5,533 千円	
市負担額 E=C-D	34,940 千円	23,078 千円	補助金支出額：1,921 千円	

当市における斎場の課題は次のとおりである。

(1) 施設、設備の老朽化による修繕費の増加（表 1）

- ・ 上越斎場、頸北斎場ともに老朽化が進み、施設設備を修繕しながら運営している。
- ・ 上越斎場は平成 21・22 年に、屋根防水、空調や火葬炉設備など大規模修繕を行ったものの、建物及び火葬炉の経年劣化により、今後も大規模修繕が必要となることが見込まれる。
- ・ 頸北斎場は、建物の一部に生じている亀裂や雨漏りなどへの対策が必要となっている。

(2) 火葬能力が低いなど施設能力上の課題（表 2、3）

- ・ 上越斎場は、旧式火葬炉のため火葬時間が長く、さらに施設の設計上、同時時間帯に複数の火葬受入れができない※ことから、希望する時間帯で利用できないケースが発生しており、現状のままでは、こうした状況がより顕著となることが予想される。
 - ※ 同時時間帯に複数の火葬受入れをする場合、告別ホールは分離されていないことから、遺族・会葬者の動線が交錯するなど、プライバシーが確保されない。また、車寄せスペースが複数の霊柩車やバスの受入れを想定していない。
- ・ 葬儀や交通事情等により到着が遅延または早まったことにより、火葬受入れ時間が重なった時は、一方の遺族・会葬者は施設の外で待たなければならないなど、十分対応できていない場合がある。
- ・ 上越斎場の火葬炉は、長身（身長 190cm 以上）の遺体に対応できない。
- ・ 上越斎場、頸北斎場ともユニバーサルデザイン指針に適合していない。

(3) 突発的なトラブル、災害対応

- ・ 上越斎場は、老朽化等により火葬炉の突発的な故障が発生することがあり、修理の際は火葬受入れ数が減ることとなり、予約制限が必要となることがある。
- ・ 上越斎場は予備熱源がなく、災害時の対応に難がある。

(4) 火葬需要の変化の対応（表 4、5、6）

- ・ 団塊の世代の方が全て後期高齢者に到達する 2025 年（平成 37 年）を見据え、今後、死亡者の増加に伴い増大化が予想される火葬需要への対応が必要である。

表 1
修繕費の推移（上越斎場及び頸北斎場）

単位：千円

年度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30 予算額
上 越 斎 場	火葬炉等 修繕	51,361	4,958	6,135	10,705	10,478	11,429	10,496	7,688	5,322	7,962
	建物等 修繕	6,534	10,080	3,791	1,438	795	860	241	962	1,321	1,048
	計 (A)	57,895	15,038	9,926	12,143	11,273	12,289	10,737	8,650	6,643	9,010
頸 北 斎 場	火葬炉等 修繕	2,300	2,803	4,702	4,961	5,131	5,082	6,226	4,309	4,072	4,839
	建物等 修繕	533	412	505	893	1,360	183	678	732	246	2,696
	計 (B)	2,833	3,215	5,207	5,854	6,491	5,265	6,904	5,041	4,318	7,535
合計 (A) + (B)		60,728	18,253	15,133	17,997	17,764	17,554	17,641	13,691	10,961	16,545

○上越斎場は平成 21・22 年度に大規模修繕を行っている。

表 2
平成 29 年度上越斎場 火葬時間別・火葬までの日数別火葬件数<死体及び死胎等> 単位：件

火葬までの 日数	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	12:00	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	合計	日数別 割合
1日	12	11	4		2	2	4	5	17	8	14	79	3.8%
2日	44	72	77	62	33	53	79	69	42	28	18	577	27.6%
3日	22	82	145	175	160	176	101	56	23	21	18	979	46.8%
4日	7	13	58	55	105	56	21	9	4	3	8	339	16.2%
5日	2	3	8	16	20	17	5	2			2	75	3.6%
6日			1	2	6	5	1			1		16	0.8%
7日			1			1	1	1				4	0.2%
8日		1	1		1	1	1					5	0.2%
9日	4			1								5	0.2%
10日					1							1	0.1%
11日									1			1	0.1%
12日						1						1	0.1%
13日				1	1							2	0.1%
14日												0	0.0%
15日以降		2		1			1	2			3	9	0.4%
合計	91	184	295	313	329	312	214	144	87	61	63	2,093	100.0%
時間帯別 火葬割合	4.3%	8.8%	14.1%	15.0%	15.7%	14.9%	10.2%	6.9%	4.2%	2.9%	3.0%	100.0%	-

※火葬日までの日数「15日以降」には死亡日不明等を含む。

※日数別割合は表示単位未満四捨五入のため、内訳と合計が一致しない。

○10時～13時までの全体に占める火葬割合は約80%。

表 3

平成 29 年度上越斎場 1 日当たりの火葬件数（月別）＜死体及び死胎等＞

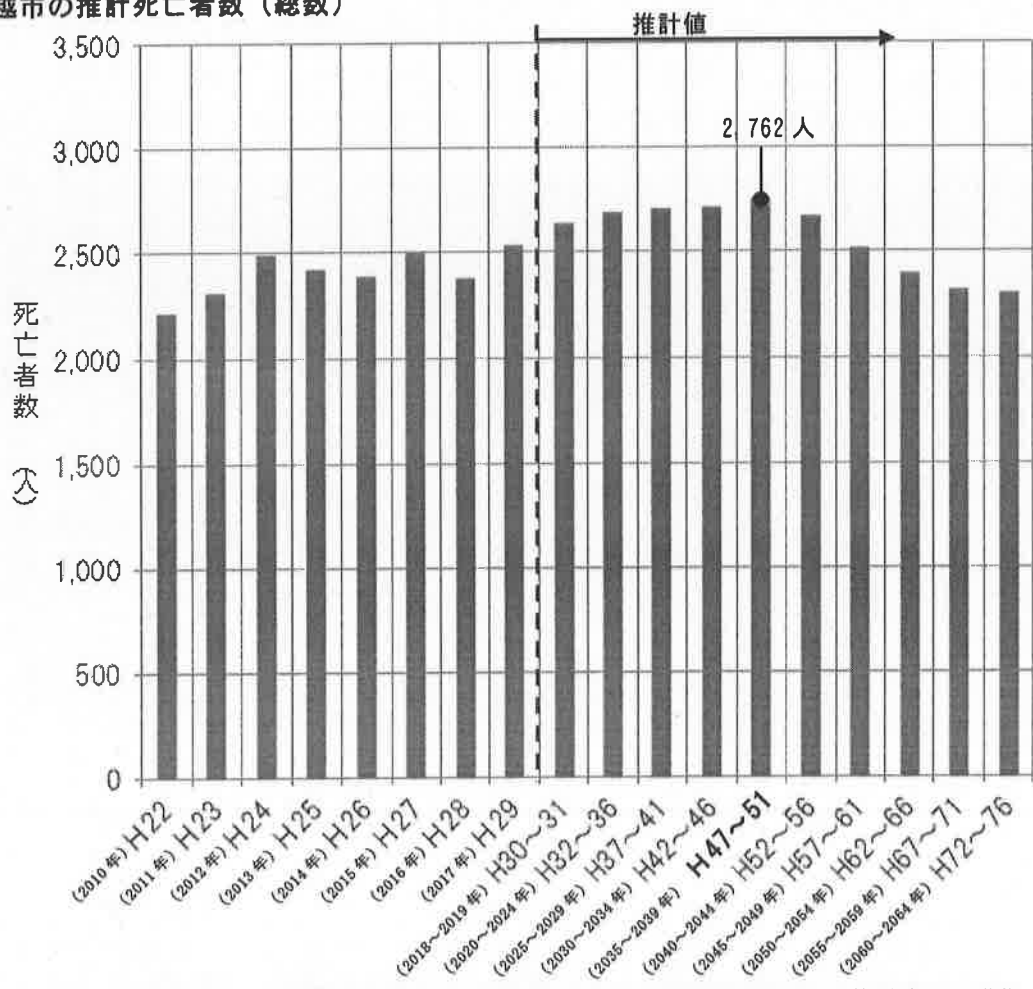
単位：日

1日当たり 火葬件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	火葬 件数 (件)	件数別 火葬割合
0件				1	1		1			1			4	0	0.0%
1件				1						1		1	3	3	0.1%
2件			1	4		3	2	1	2	1	1		15	30	1.4%
3件	4	5	9	4	6	4	3	3	2	1		1	42	126	6.0%
4件	6	4	6	6	3	6	3	6	1			9	50	200	9.6%
5件	4	5	6	6	10	2	4	2	4	2	5	10	60	300	14.3%
6件	5	3	3	3	4	6	5	4	5	2	5	4	49	294	14.0%
7件	7	8	1	2	1	6	7	9	8	7	5	2	63	441	21.1%
8件	1	2	2	2	3	2	3	4	7	8	5		39	312	14.9%
9件	3	2			3	1	1		1	4	3	2	20	180	8.6%
10件		2	2	1			1		1	1	3	2	13	130	6.2%
11件				1			1	1		3	1		7	77	3.7%
計	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365	2,093	100.0%
日平均 火葬件数(件)	5.7	5.9	4.8	4.6	5.2	5.2	5.7	5.8	6.3	7.1	7.1	5.4	5.7	-	-

※休止日は 10 月の作業停電による 1 日のみ。
 ※件数別火葬割合は表示単位未満四捨五入のため、内訳と合計が一致しない。
 ○月平均は 5.7 件であり、1 月、2 月の平均件数は 7.1 件と一番多い。

表 4

上越市の推計死亡者数（総数）



※国立社会保障・人口問題研究所(2010 年及び 2005 年の国勢調査結果)の推計方法に準拠
 H22~29 死亡者数(確定)は人口動態調査(厚生労働省)の数値。

表 5

斎場別の火葬件数の実績

単位：件

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
上越斎場	死体、死胎等	1,745	1,902	1,990	1,986	1,923	1,990	1,974	2,093
	産汚物	104	90	77	77	83	80	49	50
	計	1,849	1,992	2,067	2,063	2,006	2,070	2,023	2,143
頸北斎場	死体、死胎等	347	335	355	343	328	377	334	359
	産汚物	0	0	1	1	0	1	1	0
	小動物	361	353	355	365	403	422	439	427
	計	708	688	711	709	731	800	774	786
経塚斎場※	死体、死胎等	219	213	211	174	181	200	170	179
	産汚物	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	219	213	211	174	181	200	170	179
合計	死体、死胎等	2,311	2,450	2,556	2,503	2,432	2,567	2,478	2,631
	産汚物	104	90	78	78	83	81	50	50
	小動物	361	353	355	365	403	422	439	427
	計	2,776	2,893	2,989	2,946	2,918	3,070	2,967	3,108

※当市の利用件数。

表 6

斎場別の火葬件数の見込み

単位：件/年

区分	平成 29 年度実績	ピーク時推計 (平成 47 年～51 年平均)
上越斎場(A)	2,093	2,348
頸北斎場(B)	359	345
経塚斎場(C) (中郷区及び板倉区ほか上越市民利用者)	179	176
全体 (A)+(B)+(C)	2,631	2,869

※ピーク時見込件数は、将来死亡者数の推計に、市民以外の利用者数を含めて火葬件数を算定したものである。
 なお、斎場区分は新上越斎場と現在供用している頸北斎場及び経塚斎場の利用状況から便宜的に推計したものである。

3 上越市の斎場における基本的な考え方

平成 47 年から平成 51 年頃にかけて、火葬需要のピークが見込まれる中、引き続き、上越斎場と頸北斎場の 2 施設を配置することとする。

3-1 上越斎場について

(1) 上越斎場の課題解決の検討

施設設備の老朽化の対応、火葬需要の増加によるサービスレベルの低下等が課題となっており、これらの課題を解決する必要がある。

① 上越斎場の長寿命化

- ・ 平成 21・22 年に行った建物設備や火葬炉設備などの大規模修繕から 15 年が経過する平成 36 年頃に、再度、大規模修繕が必要となることが見込まれる。
- ・ 火葬需要の増加や施設の設計上の課題に対応するため、適正規模の火葬炉や諸室、駐車場の整備等が必要であり、また、高齢者や子ども連れの方など、誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン指針への適合などの対応が必要である。
- ・ 火葬能力が低いため、最新の火葬炉設備を導入する際は、既存の建物について大幅な改修が想定される。
- ・ 上越斎場を稼働させながら、これらの課題解消を図ることは、火葬炉の一部停止や諸室の利用制限、騒音・振動等が生じるなど利用に支障をきたすことや稼働率が高いことなど、実現性は低いものと評価した。

② 上越斎場の改築

前項の課題を踏まえ、安定した火葬サービスを提供するため、現施設の長寿命化ではなく、将来の火葬需要に見合った適正規模の火葬施設として、改築を行う必要があると整理した。

(2) 上越斎場の方向性

① 上越斎場は、改築することとする。

② 施設計画の前提条件

- 頸北斎場は長寿命化を図ることとし、頸北 3 区（柿崎区、大潟区、吉川区）の住民は引き続き頸北斎場を利用することを前提とした施設規模とする。
- 火葬炉数の設定に当たっては、現在、主に上越斎場を利用している住民に加えて、経塚斎場（妙高市）を利用している中郷区及び板倉区の住民の将来的な利用を見込んだ規模とする。

③ 新上越斎場建設事業の基本コンセプト

当市における諸課題及び葬儀業者への聞き取り調査（平成30年2月～3月市内葬祭業者10社に実施）や他市の斎場建設事例を踏まえ、新上越斎場建設事業の基本コンセプトを次のように設定する。

ア 将来の火葬需要や市民ニーズに対応できる施設

- ・ 将来の火葬需要に対応可能な火葬能力と斎場施設
- ・ 希望する時間帯に予約を可能とし、安定した利用及び稼働ができる施設
- ・ 直葬（火葬のみの儀式形態）、家族葬や年々増加するペット火葬に対応可能な施設

イ 遺族等が故人を偲び、厳かにお見送りができる施設

- ・ 他の遺族・会葬者と交錯しない独立した空間を創出するなど、会葬者のプライバシーを確保し、心情に配慮した施設
- ・ 海や山などの自然が感じられるよう眺望に留意した施設

ウ 人にやさしく、安心して利用できる施設

- ・ 葬儀や交通事情等により到着が遅延または早まった場合や、火葬炉の突発的な故障時にも火葬受入れ体制が確保できる施設
- ・ ユニバーサルデザイン指針や葬送習慣など、利用する方に配慮した施設
- ・ 災害発生等の非常時において火葬の継続が可能な施設

エ 周辺環境に配慮した施設

- ・ 周辺環境に溶け込むようなデザインとするなど、周辺環境との調和を図る
- ・ 環境に影響を及ぼさないよう、環境対策が図られる施設設備の導入を図る
- ・ 周辺の緑地化や庭園の設置など、遺族・会葬者を和ませる効果の創出を図る

オ 効果的な施設整備と効率的な斎場運営

- ・ 民間活力の活用（設計・施工・運営一括発注方式や指定管理者の導入など整備・運営事業方式等の検討）も含め、長期的な見地から建設、運営にかかるコスト縮減に取り組み、運営・維持管理しやすい施設とする。

④ 新上越斎場の機能・規模

上越斎場は、今後、火葬需要が増加し、約 20 年後の平成 47 年から 51 年頃にピークを迎えることとなる。このため、火葬需要の増加に対し現在のサービス水準を維持し、安定した火葬サービスを提供するため、基本コンセプトを踏まえながら機能強化を図る。

新斎場施設の概要

区分	新斎場	現斎場
火葬炉	6 基程度、動物炉 1 基	4 基、汚物炉 1 基
主な施設機能	待合室、多目的室、告別室、収骨室、待合ホール、キッズコーナー（幼児遊び場）、授乳室 等	待合室 5 室（祭事室含む） 告別ホール、収骨室、炉前ホール、待合ホール
面積（延床）	約 2,000～3,000 m ²	1,367.21 m ²

※火葬炉数、主な施設機能及び面積については、他市の斎場建設事例や参考文献などから設定・試算しているが、今後の検討状況及び民間活力の導入により、変更する場合がある。火葬炉数、施設規模や機能等の検討の詳細については、基本構想で示すこととしている。

(3) 建設場所について

建設場所については、「現敷地内における改築」の検討を行い、不可能な場合は「新たな建設場所」における改築を検討した。

① 現敷地内における改築の検討

次の理由により現敷地での改築は行わないこととした。

- ・ 上越斎場を稼働させながら改築することは、敷地が制限され、既設待合棟を解体する際は仮設待合室を設置する必要があること、騒音・振動等が生じるなど利用に支障をきたすことから、困難性が高い。
- ・ 現敷地の東側は傾斜地となっており、平成 10 年に土砂災害が発生していることや、平成 23 年には新潟県から土砂災害警戒区域（地すべり）に指定されたことなど、災害の危険性が高い土地である。

② 新たな建設場所の検討

新たな建設場所の検討に当たっては、以下の視点を考慮した。

- ア 冬期間も含め交通の利便性、安全性が確保されること。
- イ 住宅地から一定の距離があり、直接施設が視認されないこと。
- ウ 齋場として自然が感じられるなど好ましい景観を有していること。
- エ 都市ガス、水道、電気が整備されていること。
- オ 地域住民の理解と、土地所有者の協力が得られること。
- カ 災害等の危険性が低いこと。
- キ 必要な面積が確保できること。

○ 建設場所…現上越齋場隣接地

齋場の建設の検討に当たっては、その施設の特性から地域の理解や協力が得られることが特に重要である。上記の視点を考慮し、現在地の隣接地を求め建設地とすることとした。

- ア 現上越齋場は、上越市の北部に位置しており、降雪も比較的少ない地域であること、また、人口の集積する市街地に近く、幹線道路である国道8号に近接していることから、交通の利便性が高い地域であり、施設の運営において優位性のある地域である。
- イ 住宅地から一定の距離があるとともに、直接施設が視認されないことなどから、周辺住宅地に対する影響が少ない。
- ウ 当該地からの景観は、山や海が見え、上越らしい景観である。
- エ 周辺地は概ね市街化調整区域であり、建物の建築が制限されている地域であるが、齋場の運営として必要な都市ガス・水道・電気が供給されている。
- オ 平成28年に地元住民に説明会を実施し、概ね理解は得られており、また、土地所有者にも説明を実施している。
- カ 現上越齋場敷地は、土砂災害警戒区域に指定されているため、危険性の少ない隣接地を新たに求めることとする。
- キ 隣接地には、市有地と一部民有地を取得することにより、齋場が建設可能な用地が確保され、現上越齋場敷地を新齋場の敷地の一部（駐車場等）として活用しつつ、土砂災害警戒区域を除外し、齋場建物を建設することができる。

○ 土砂災害警戒区域の検討

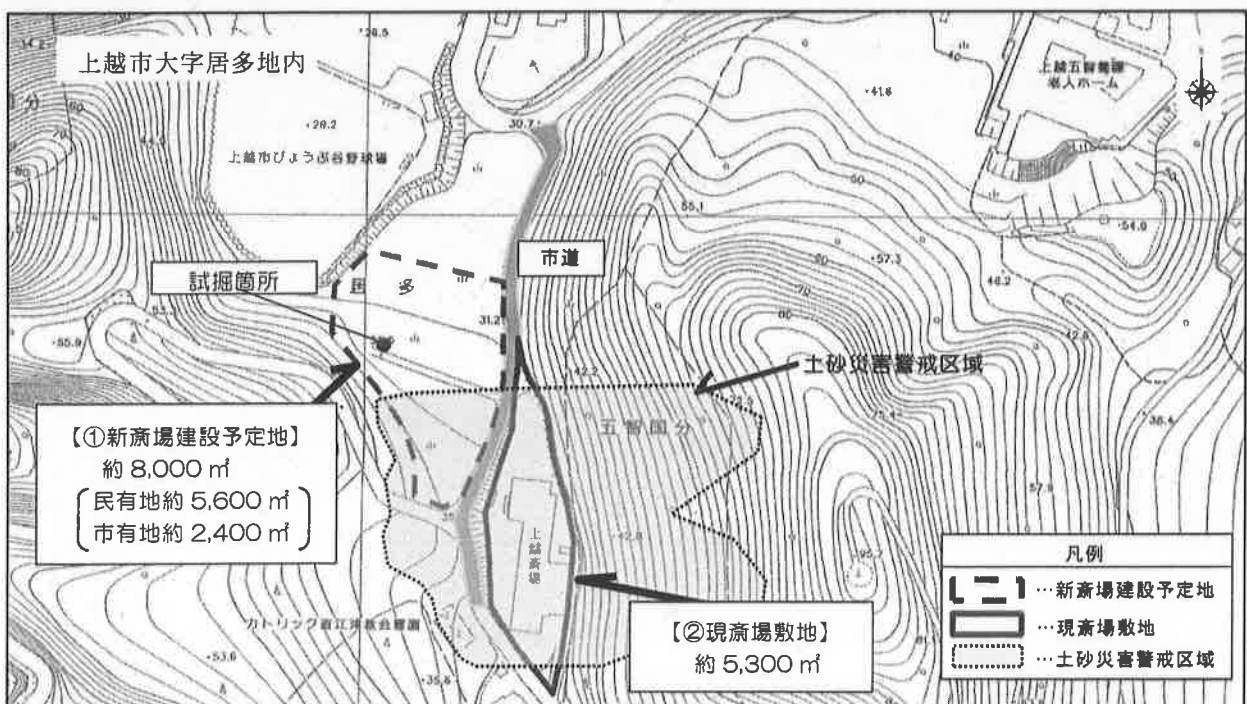
現上越斎場及び新上越斎場建設予定地の一部は、平成23年2月に土砂災害警戒区域（地すべり）に指定されており、本年7月の西日本豪雨の被害を受け、現斎場敷地及び建設予定地について、庁内ワーキングチームにおいて現地確認や対策などについて協議を重ね、また、妙高砂防事務所の専門的な知見を踏まえ、建設予定地としての適否について十分な検討を行った。

- ・ 土砂災害警戒区域は、住民等に危険を認識してもらい、土砂災害が発生すると見込まれる場合は、速やかに避難してもらうというソフト対策を講じさせる法的意図があり、建物の構造を規制するものではない。
- ・ 建設予定地においては、不特定多数の人が集まる建屋は、土砂災害警戒区域から除外する。
- ・ 土砂災害警戒区域に指定されている敷地については、現上越斎場建設時に地すべり対策施設（水抜きボーリング工）が設置されており、新潟県地域防災計画等に基づき、危機管理マニュアルなどのソフト対策を講じた上で、駐車場等として活用する。
- ・ 現斎場の利用に当たり、新たに危機管理マニュアルを策定し、災害を想定した避難訓練等のソフト対策を講じている。

○ ボーリング（試掘）調査について（委託期間：平成30年4月27日～6月30日）

- ・ 深度14mから19mまで支持地盤として推奨する地層が確認された。

新斎場建設予定位置図



※今後、用地測量、用地交渉、関係法令等の調整により、建設予定地の区域及び面積は変更する場合がある。

(4) 用地の構成

区 分	面 積	用 途
① 新斎場建設予定地	約 8,000 m ² うち民有地約 5,600 m ² 市有地約 2,400 m ²	建物、駐車場、構内道路等
② 現斎場敷地	約 5,300 m ²	駐車場（マイクロバス等）等
合 計（①+②）	約 13,300 m ²	—

※用地測量、用地交渉、関係法令等の調整及び民間活力の導入等により、用地構成及び面積を変更する場合がある。

(5) 民間活力導入の検討

民間活力の活用の検討も含め、長期的な見地から建設、運営にかかるコスト縮減に取り組み、運営・維持管理しやすい施設を目指すため、庁内ワーキングチームにおける検討や先進地事例の視察結果等により、基本構想策定の過程において、従来型の分離型発注方式などの一般公共事業による整備のほか、民間のノウハウ等を活用した設計・施工一括発注方式、PFI方式、指定管理者制度による運営など、新たな整備・運営方式による事業化についての導入可能性を調査し、決定していくこととする。

※ PFI方式…公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る方式。

3-2 頸北斎場について

(1) 頸北斎場の方向性

- 頸北斎場については、長寿命化計画により適正な維持管理の下で火葬需要ピーク時（平成 47 年～51 年）までは使用することとし、その後の施設の在り方については、更新を迎える時期にあわせて頸北地域の皆さんの意見を踏まえ検討することとしている。

(2) 頸北斎場長寿命化診断等委託結果（委託期間：平成 30 年 1 月 5 日～3 月 20 日）

建物等の点検及び診断を行い、今後見込まれる修繕内容、費用等を算出した長期的な修繕計画を策定し、長寿命化を図っている。

○ 主な診断結果

判定	内容（主なもの）
S ランク	天井雨漏りによる屋上防水
	高圧ケーブルの経年劣化による取替
	空調機器の新設（告別ホール）、更新（待合ホール）
A ランク	外壁クラック、外壁目地劣化による雨水侵入防止の外壁修繕
	告別ホール等床材欠損による補修
	待合室等内装改修（壁クロス劣化による張替、襖、障子張替）
B ランク	待合室等内装改修（建具建付け等調整）

※判定基準は、老朽度、重要度による 2 つの観点から、S ランク（緊急度高い）から D ランク（緊急度低い）に分類し、修繕の緊急度を決定したもの。

○ 長寿命化に伴う修繕内容

- ・ 今後、更に損傷が大きくなり、建物の躯体に影響がある S ランク等に評価された箇所については早期に修繕を行うこととする。（屋上防水、外壁クラック等）
- ・ 利用者サービスに影響が出てくる空調、内装、床材等の機能や安全確保部分についても劣化が見られるものについては、修繕を実施する。
- ・ 利用者の葬送に直接関係する火葬炉については、保守点検を行いながら計画に基づき修繕を進める。

○ 長寿命化に伴う修繕計画

① 平成 30 年から平成 32 年の修繕計画

年 度	計 画 内 容
平成 30 年度	待合ホール空調機器交換、高圧ケーブル取替、火葬炉修繕 等
平成 31 年度	外壁修繕設計、変圧設備入替修繕、告別ホール空調機器新設 駐車場アスファルト修繕、屋上防水修繕、屋根塗装修繕 内装改修、火葬炉修繕 等
平成 32 年度	外壁改修、軒天修繕、収骨室空調入替修繕、火葬炉修繕 等

※今後の点検や実態を踏まえ、計画内容は変更する場合がある。

② 建物関係及び火葬炉設備の修繕総額(推計):約 3 億 2 千万円 (平成 30 年~53 年まで)

※火葬需要ピーク時 (平成 47~51 年) 以降となる、築 50 年 (平成 53 年) までの修繕計画を策定。

3-3 経塚斎場 (妙高市) の使用料補助金について

- 市民の負担を統一することを目的として、中郷区及び板倉区の住民が経塚斎場を利用する場合に限って実施している使用料補助について、現経塚斎場が供用されている間は、これを継続することとする。

【参考】

経塚斎場使用料補助金の概要 <平成 30 年度~>

(単位:円)

種 別	区 分	単 位	経塚斎場使用料金		補助額	窓口 支払額	(参考) 上越・ 頸北斎場 使用料	
			妙高市内 居住者	妙高市外 居住者				
火 葬	12 歳以上	一死体	13,000	26,000	16,000	10,000	10,000	
	12 歳未満	一死体	8,000	16,000	10,000	6,000	6,000	
	死産児	一死体	4,000	8,000	5,200	2,800	2,800	
焼 却	人体の一部	一包	3,000	6,000	3,200	2,800	2,800	
葬儀等 の式場	告別ホール 及び和室等	一 回	3 時間以内	4,000	8,000	4,000	4,000	—
			12 時間以内	8,000	16,000	8,000	8,000	—
			24 時間以内	12,000	24,000	12,000	12,000	—
			24 時間超	24,000	48,000	24,000	24,000	—

4 今後の予定

平成 30 年度中に整備方針を策定し、平成 31 年度に新上越斎場の整備・運営事業方式の検討を行い、基本構想を策定することとしている。供用開始は平成 36 年度中を目途とする。

年 度	内 容
平成 30 年度	整備方針策定
平成 31 年度	整備・運営事業方式検討（民間活力の導入可能性調査） 用地取得 基本構想策定
平成 32 年度 ～33 年度	建築設計、造成工事
平成 34 年度 ～37 年度	本体建築工事、外構工事 等 ※平成 36 年度中 供用開始（予定） 現斎場解体（平成 36 年度～37 年度予定）

※整備・運営事業方式の検討結果によりスケジュール等を変更する場合がある。